タイの自動車産業と新EV奨励政策 Thailand's Automotive Industry and The New EV Promotion Policy

タイ投資委員会 (BOI) 投資促進第2部 (先進製造事業担当) 上級投資促進専門官 イティチョート ダンロンラッタム

2021年1月28日





講演題目/AGENDA

① 1 タイ投資委員会の紹介

2 タイの自動車産業

3 新EV奨励政策

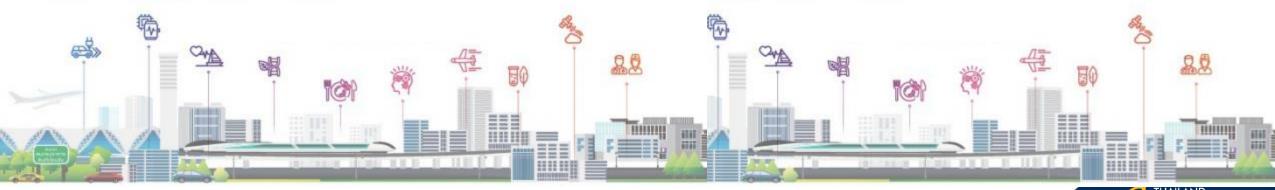
()4 BOIによるサービス

タイ投資委員会(BOI)の紹介

Introduction to Thaiand Board of Investment



- 1. タイでの事業設立に関する包括的な情報とアドバイスを提供
- 2. 外国企業と公的機関との調整
- 3. 「税制上の恩典」と「税制以外の恩典」の付与
- 4. 投資企業にビジネス支援サービスを提供: (調達先紹介サービス、中小企業の競争力開発)





BOIの投資奨励政策 BOI Investment Promotion Measures

政策

税制上の恩典

税制以外の恩典

100% 独資での 外国資本の所有

機械輸入税の免除

土地の所有権

現地調達率に条件なし

輸出用製品に使用される原材料、 必要資材の輸入税の免除

ビザと就労許可の 取得支援

輸出条件なし

研究開発のために輸入される 物品の輸入税の免除

外国為替に関する 条件なし

最大13年間の法人所得税の免除

免税期間終了後5年間にわたり 法人所得税を50%減税



講演題目/AGENDA

01 タイ投資委員会の紹介

02 タイの自動車産業

3 新EV奨励政策

()4 BOIによるサービス

アセアンの自動車ハブとしてのタイ Thailand as an Automotive Hub in ASEAN

タイは、付加価値の高い新たなSカーブ産業の政府推進策に則って 次世代自動車産業を継続的に加速





タイ自動車市場のこれまでの経緯

History of Thai Automotive Market

現在はハイブリッド車(HEV)プラグインハイブリッド車

(PHEV) バッテリー電気自動車 (BEV) そして燃料電池車

(FCEV) 等、電動化に注力している

2017

2013

· 電気自動車 (EV)

・第2弾エコカー

・ニューモデルパッケージ

・天然ガス自動車(NGV)トラックとバス

2009

2005

2002

1980

1960

・第1弾エコカー

2008

- ・乗用車
- 大型バイク

・1トン商用車100万台生産達成

2007

・世界市場向け多目的車

- ・輸出用としての現地生産推進
- ・サプライチェーン開発の推進

・輸入代替車両として現地生産を推進

プロダクト・チャンピオン



プライ ピックアップトラック



バイク、大型バイク



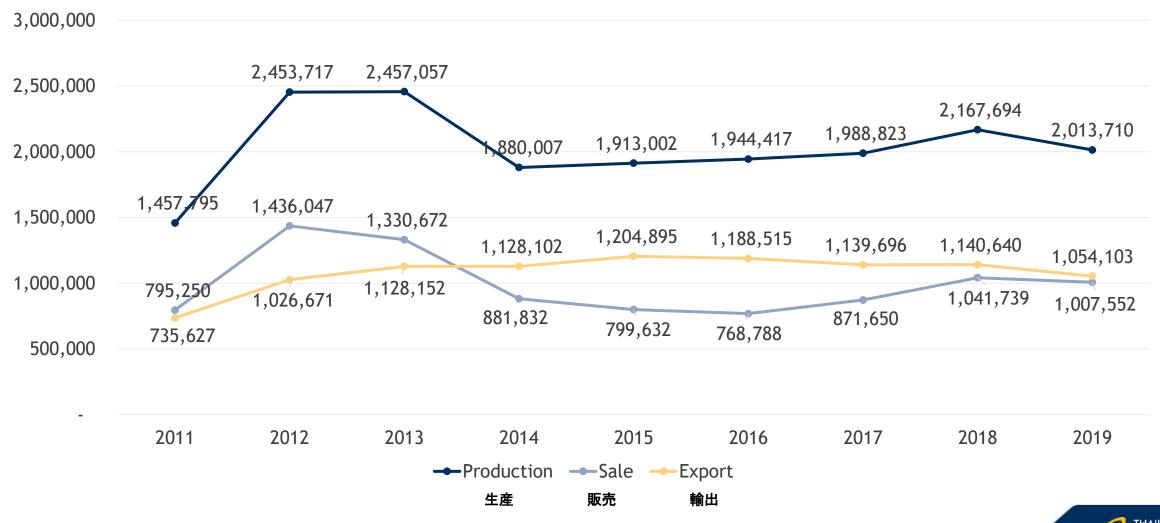
エコカー



電気自動車 : HEV, PHEV, BEV



タイにおける自動車の生産台数、 販売台数、輸出台数 Thailand's Production, Sale and Export Numbers of Motor Vehicle

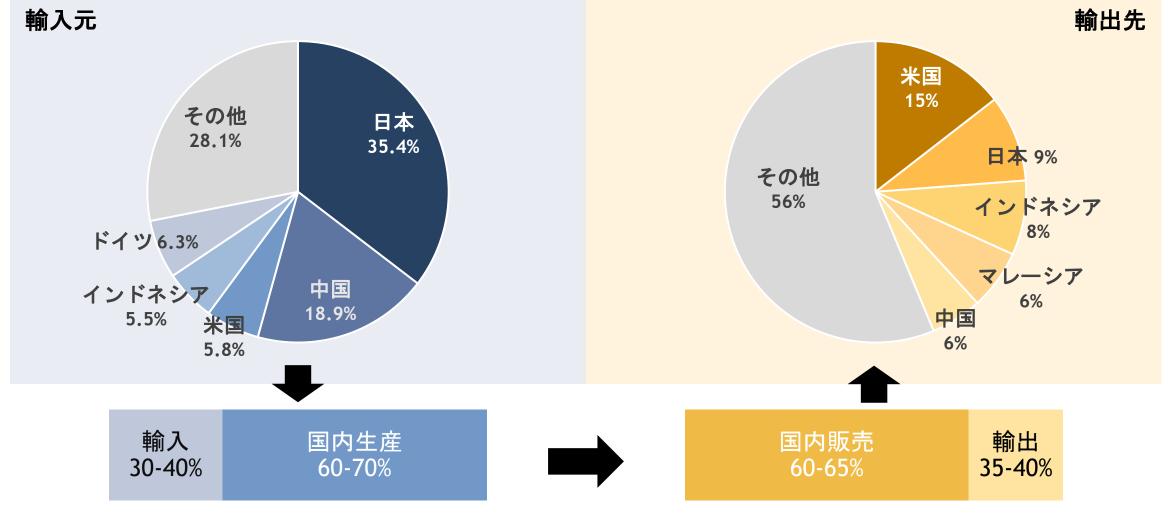


特記事項: 販売台数はタイ国内生産分と輸入分を含む

出所:タイ自動車機構

8

タイで製造に使用される自動車部品のほとんどが現地生産 Most of auto parts used for Thailand's manufacturing are produced locally



国内市場

国際市場



裾野産業: 堅強なサプライチェーン Supporting Factors: Robust Supply Chain

約1,700社の裾野産業企業

720社のティア1事業者 1,100社のティア2およびティア 3事業者

23社の自動車メーカーおよび 12社のバイクメーカー

裾野産業

タイには プラスチック・ゴム・ 金属部品、タイヤ、 内装部品、 シート、電気部品、電子部品、 セーフティシステム等国内で 自動車業界のサプライチェーン を完結しうる広範囲かつ強固な 裾野産業がある























自動車部品産業

- 1位あらゆる種類の
自動車部品を
アセアン各国に輸出
- 3^位 世界各国への タイヤ輸出
- **12**位 世界各国への エンジン輸出
- 14^位 世界各国への 自動車部品輸出

自動車生産および組立

11位

世界の自動車生産

現行のプロダクトチャンピオン



1トンピックアップ



エコカー

次世代製品



電気 自動車

自動車会社のほとんどが中部およびに東部地域に立地 Most Automotive Companies are located in Central and Eastern Region

プラチンブリ県

アユタヤ県

Honda Automobile (Thailand)

パトゥムタニ県

• Thai Suzuki Motor

バンコク都

- Fuso Truck (Thailand)
- Thai Honda Manufacturing

サムットプラカン県

- Toyota Motor Thailand (Samrong)
- Isuzu Motors (Thailand) (Samrong)
- Nissan Motor (Thailand)
- Mercedes-Benz Manufacturing (Thailand)
- Thai Swedish Assembly
- Scania (Thailand)
- Thai Yamaha Motor

• Honda Automobile (Thailand)

チャチュンサオ県

- Toyota Motor Thailand (Gateway)
- Toyota Motor Thailand (Ban Po)
- Isuzu Motors (Thailand) (Gateway)

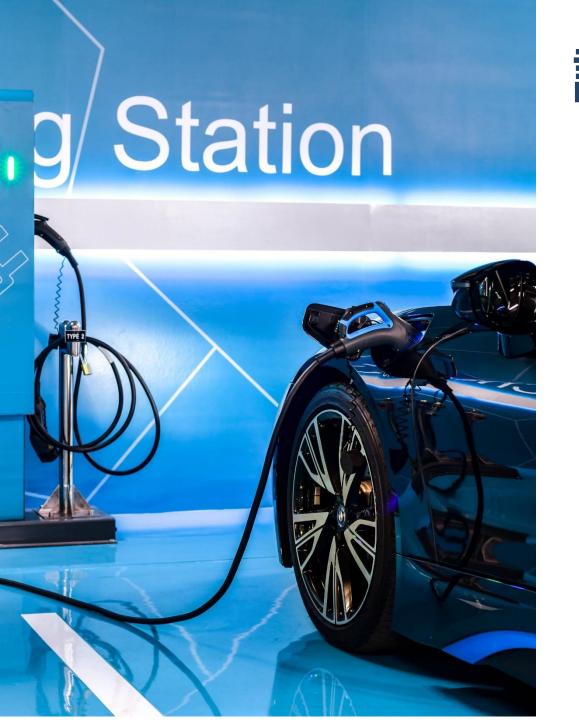
チョンブリー県

- Mitsubishi Motors Thailand
- Hino Motors (Thailand)
- Triumph Motorcycle Thailand
- SAIC Motor-CP

ラヨーン県

- Auto Alliance (Thailand)
- Great Wall Motor (Thailand)
- BMW Manufacturing (Thailand)
- Ford Motors (Thailand)
- Suzuki Motor Thailand
- Kawasaki Motors Enterprise (Thailand)
- Ducati Motorcycle (Thailand)





講演題目/AGENDA

① 1 タイ投資委員会の紹介

①2 タイの自動車産業

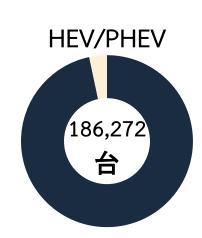
①3 新EV奨励政策

04 BOIによるサービス

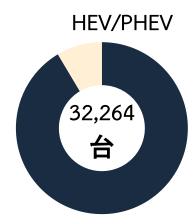
電気自動車の現状/Current Situation of Electric Vehicles

電気自動車累計台数

電気自動車の新規登録台数









四輪車	179,034	四輪車	2,202
バイク	7,236	バイク	3,128
バス	1	バス	120
トラック	1	トラック	-
三輪車	-	三輪車	235

四輪車	29,459	四輪車	1,288
バイク	2,804	バイク	1,591
バス	1	バス	2
トラック	-	トラック	-
三輪車	-	三輪車	118

出所: タイ電気自動車協会 単位:台

EV充電スタンド647ヵ所に1,974基 のEV 充電器(706基が急速充電器)

EV充電スタンドの電気料金は特別料金が適用され1kwhあたり2.6369バーツ

国家電気自動車政策委員会の計画

The Plan of the National Electric Vehicle Policy Committee

目標 30@30 2030年 75万台





4つの刺激策

- ・ 政府・国営企業の自動車プロジェクト
- ・ EV プラチャーラットプロジェクト
- スマートシティバス調達プロジェクト
- ・ クリーン・バイクタクシープロジェクト

BOIはあらゆる種類の電気自動車を奨励、

タイが電気自動車とバッテリー製造のハブとなるために、バッテリー製造の奨励に注力



EVに対する政府支援策

Thai Government Supports on EV

環境:

- 工場局がEVバッテリーの 最終処理計画を準備
- 汚染管理局がEVバッテリー の最終処理管理に関し法律 を制定

インフラ開発:

- エネルギー省が 充電ステーションに補助金 を給付
- 工業企画局が、国家 自動車・タイヤ試験施設の 整備を進める

人材育成:

- 熟練労働者

需要

インフラ

国内市場の刺激

- 政府公用車両の20%をバッテリーEV とすることを目標
- タイ空港公社(AOT)がより多くの プラグインハイブリッド車や バッテリーEVを使用
- 東部経済回廊(EEC)における工業 団地公社(IEAT)および科学技術省 (MOST)がバッテリーEVを使用
- エネルギー政策企画事務局(EPPO)がタクシーのバッテリーEV化を推進
- 文化省芸術局が国内の大型文化遺産 エリアにおいてバッテリーEVを使用

供給

安全と標準:

- 工業企画局がEV充電システム、電磁 両立性、EV用バッテリーならびに充電 ステーションでの決済システム用DC メーターの標準の策定を進める

BOIの奨励パッケージ:

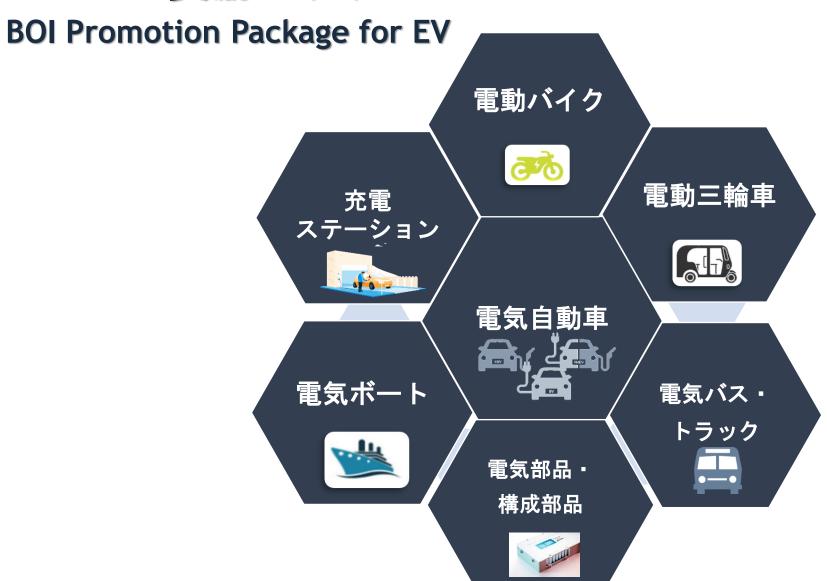
- HEV、PHEV、BEV
- 主要部品
- 充電ステーション

特別税率:

- 特別物品税率
- BOI奨励企業に対しバッテリーEVの 輸入税の免除



BOIのEV奨励パッケージ





電気自動車の製造事業 (BEV、 PHEV および HEV)

Manufacture of Electric Vehicles (BEV, PHEV and HEV)

条件

- 1. 総合計画 (Package) を提出すること
- 2. 奨励証書発給日から3年以内に: 認可された全種類の電気自動車およびモジュール工程からバッテリー製造を開始すること
- 3. <u>電気自動車製造開始日から3 年以内に</u>: 主要3部品(トラクションモータ、DCU、BMS)のうち少なくとも1部品を追加製造すること HEV および/または PHEV の製造の場合は、業種 4.8.3 の部品を2つ製造すること
- 4. タイ国内販売の場合、製品は UN R100 R13H R94/95 および Euro5 (HEV/PHEVのみ) などの指定された規格を取得すること。 正当な理由が無い限り、機械の輸入期限延長は認められない

恩典

総合計画(Package) の 土地代および運転資金 を除く投資額による

例:自動車メーカー、部品 メーカーともに、BEV車 および主要部品である バッテリー、BMS、トラク ションモーター、DCU等 の製造

プロジェクトの製造数量は、 エコカーの実際の製造数量の 一部として計上することが 認められる 合計投資額が 50億バーツ <u>以上</u> HEV: 法人所得税免除の対象外

PHEV: 法人所得税を3年間免除

BEV: 法人所得税を8年間免除+研究開発を行う場合は1-3年間追加

工業団地または奨励された工業地区に立地した場合の追加恩典はない

合計投資額が 50億バーツ 未満 HEV:法人所得税免除の対象外

PHEV:法人所得税を3年間免除

BEV:法人所得税を3年間免除

- + 2022年内に製造開始する場合は免除期間を2年間追加
- + 基本条件に加え主要部品を追加製造する場合は、1部品につき免除期間を1年間 追加
- + (BEVのみ)3年以内に年間の製造台数が1万台を超えた場合は、免除期間を 1年間追加
- + 研究開発を行う場合は免除期間を1-3年間追加

THAILAND BOARD OF INVESTMENT

11

バッテリー電動バイクの製造事業

Manufacture of Battery Electric Motorcycle

条件

- 1. 総合計画(Package)を提出すること
- 2. <u>奨励証書発給日から3 年以内に</u>電動バイクおよびバッテリーを製造すること(正当な理由が無い限り、機械の輸入期限の延長は認められない)

タイ国内販売の場合、製品は UN R136、UN R75、UN R78 等の指定された規格を取得すること

恩典

法人所得税を3年間免除

- + 2022年内に製造を開始する場合は免除期間を1年間追加
- + 奨励証書発給日から 3年以内にモジュール工程からバッテリー製造を開始する場合は、免除期間を 1年間追加
- + 奨励証書発給日から 3年以内にその他の主要部品(BMS、トラクションモーター、DCU)を 追加製造する場合は、免除期間を1部品につき1年間追加
- + 研究開発を行う場合は免除期間を1-3年間追加



バッテリー電気三輪車の製造事業

Manufacture of Battery Electric Tricycle

条件

- 1. 総合計画(Package)を提出すること
- 2. 奨励証書発給日から3 年以内に電気三輪車およびバッテリーを製造すること(正当な理由が無い限り、機械の輸入期限の延長は認められない)

タイ国内販売の場合、製品は UN R136 等指定された規格を取得すること

恩典

法人所得税を3年間免除

- + 奨励証書発給日から 3年以内にモジュール工程から電池製造を開始する場合は、免除期間を 1年間追加
- + 奨励証書発給日から 3年以内にその他の主要部品(BMS、トラクションモーター、DCU)を 追加製造する場合は、免除期間を1部品につき1年間追加
- + 研究開発を行う場合は免除期間を1-3年間追加



バッテリー電気バス・電気トラックの製造事業

Manufacture of Battery Electric Bus and Truck

条件

- 1. 総合計画(Package)を提出すること
- 2. 奨励証書発給日から3 年以内に電気バスまたは電気トラックおよびバッテリーを製造すること (正当な理由が無い限り、機械の輸入期限の延長は認められない)

タイ国内販売の場合、製品は UN R100 等指定された規格を取得すること

恩典

法人所得税を3年間免除

- + 奨励証書発給日から 3年以内にモジュール工程からバッテリー製造を開始する場合は、免除期間を 1年間追加
- + 奨励証書発給日から 3年以内にその他の主要部品(BMS、トラクションモーター、DCU)を 追加製造する場合は、免除期間を1部品につき1年間追加
- + 研究開発を行う場合は免除期間を1-3年間追加



現行の事業を修正し電気ボートの製造を含める

Modify the current activity to accommodate the Electric Boats

4.9 船舶の建造または修理

業種	恩典
4.9 船舶の建造または修理	
条件: 操業開始日から2 年以内にISO14000 を	
取得すること	A 2
4.9.1 総重量500トン以上の造船または修理	A2
4.9.2 総重量500 トン未満の造船または修理	A2
(エンジンまたは 電気駆動システム 、装置を搭載して	
いる金属船またはファイバーグラス船に限る)	

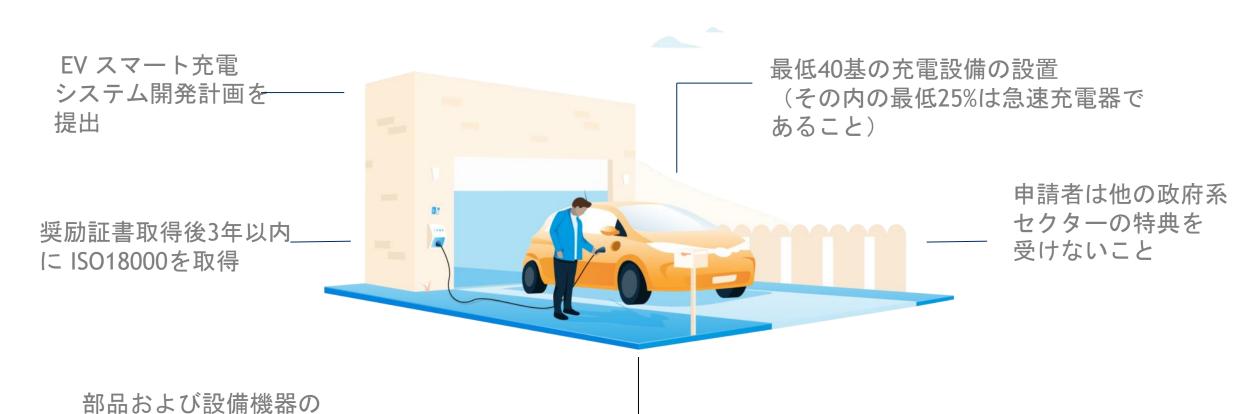


法人所得税を

8年間免除

バッテリー充電ステーション事業者向けの恩典 Incentives for Battery Charging Station

- ・ 法人所得税を5年間免除
- ・ 機械輸入関税の免除





調達計画を提出



EV部品・構成部品に対する恩典 EV Parts and components

EVの17主要部品

- 空調システム
- DCDC コンバーター
- 電気バス用前車軸、後車軸
- 電気サーキットブレーカー
- EV充電機器
- スマート充電システム
- 車載充電器
- トラクションモータ
- 携帯型EV充電器
- インバーター

- BMS
- DCU
- バッテリー*
- 高圧ハーネス
- 減速装置
- バッテリー冷却 システム
- 回生ブレーキ システム

法人所得税を8年間免除

バッテリー製造は法人所得税を5-8年間免除 +国内で調達ができない原材料、必要資材に対し 2年間輸入税の90%減税

バッテリー



<u>バッテリーパック組立</u> -法人所得税を5年間免除

モジュール生産 - 法人所得税を8年間免除

+国内で調達ができない原材料、必要資材に対し 2年間輸入税の90%減税

セル生産 -法人所得税を8年間免除 (上限額なし)

+国内で調達ができない原材料、必要資材に対し 2年間輸入税の90%減税

電気自動車の物品税率

Excise Tax Rate for Electric Vehicles

財務省が以下検討中

- 1) 本奨励政策の下で製造するHEV、 PHEV、およびBEVの電気自動車に 対し、投資委員会布告第 5/2560 号 の下で製造する電気自動車同様の 物品税の優遇措置を付与
- 2) 投資委員会布告第 5/2560 号の発表 および本奨励政策の下で製造する ピックアップバッテリーEV の 物品税率を軽減

財務省は投資委員会布告第 5/2560 号に基づく投資奨励政策の下で製造する電気自動車について、以下の物品税の特別減税を決定

車種	エンジン	ンジン cc) 排出 (g/km)	物品税率 (%)	
年 1主	(cc)		BOI非奨励	BOI奨励
	HEV/ PHEV ≤ 3,000	≤ 100	8	4
HEV/		101-150	16	8
PHEV		151-200	21	10.5
		>200	26	13
BEV	BEV N/A		8	0 (現在 – 2022年12月31日)
			2 (2023年1月1日- 2025年12月31日)	
ピック アップ BEV*	N/A		10	

電気自動車製造事業の奨励プロジェクト

Promoted Projects on Electric Cars

800億 バーツ	28 プロ ジ ェクト	57 万台	奨励企業 奨励証書 生産開始 発給済み 流通済み 28 21 9
HEV (503 億 6,600万バーツ)	5	352,500	TOYOTA HONDA TOYOTA MISUBISHI MOTORS MISUBISHI MOTORS TOYOTA HONDA TOYOTA HONDA
PHEV (141 億 5,000 万バーツ)	7	92,240	Mercedes-Berz MITSUBISHI Mercedes-Benz MITSUBISHI MOTORS MITSUBISHI MOTORS MEZDE MITSUBISHI MOTORS
BEV (161 億 6500 万バーツ)	14	126,140	AUGI THALLAND SAAMIT MISUBISH TOYOTA THEZDE TOYOTA THE
バッテリー 電気バス (6億6,500万バーツ)	2	1,600	Mercedes-Benz Mitsualsh Motors NONDA SCAN INTER SAKUN.C SCAN INTER

電気自動車用部品の製造事業奨励プロジェクト

Promoted Projects on Electric Vehicle Part Manufacture

品	14 プロジェクト	100 億	奨励企業
バッテリー	10*	6,780	DRAXLMAIER HONDA TESM CPSC TOYOTA
トラクションモータ	2**	2,000	Jatco
空調システム	2	707	<u>OMCCT</u>
インバーター、車載充電器、 DC/DC コンバータ、 BMS、 DCU	1**	1,347	SELTA

備考: * これらのうち3プロジェクトが業種 5.2.6.1 高密度蓄電池 (High Density Battery) の製造に基づき奨励されている ** DELTA社の1つのプロジェクトにおいては、トラクションモータ、 インバーター、車載充電器、DC/DC コンバータ、 バッテリーマネージメントシステム (BMS) 、そして運転制御システム (DCU) が製造されている







講演題目/AGENDA

() 1 タイ投資委員会の紹介

() 2 タイの自動車産業

① 3 新EV奨励政策

04 BOIによるサービス



ILDD(BUILD): 産業・投資の連携促進 ILDD (BUILD): Industrial and Investment Linkage

Business Matching

BUILD

Activities

ビジネス マッチング

支援内容

- オンラインデータベースおよびBUILDプラットホーム ウェブサイト
- 無料調達先紹介サービス
- 個別のご要望に応えるビジネスマッチング

(部品調達、合弁、技術支援、パートナー)

- タイ国内でのイベントサポート
 - ベンダー・ミート・カスタマー調達イベント
 - 調達のためのマーケットプレイスセンター
 - ネットワーキングの促進
 - 現地ベンダーの知識向上&競争力開発のための限定セミナー
- 国際調達支援: 国際見本市におけるタイベンダーの 出展支援
- サブコン タイランド アセアン最大の下請け産業 展示会開催



調達先紹介

Sourcing

02

展示会

サブコン

Exhibition

タイランド

ワンスタートワンストップ投資センター (OSOS) One Start One Stop Investment Center (OSOS)



数多くの投資関連機関から スタッフを結集



新規の投資企業のための 簡易かつ迅速な手続き



タイでの会社設立等に関し 包括的な情報やアドバイス を提供



政府および民間機関との 連絡先情報を提供



3 時間以内にワンストップで 「スマートビザプログラム」



各種申請手続きについて 投資企業を支援 より便利に、 More Convenience より短時間で、 Less Time より効率的に! More Efficiency!



18th Floor, Chamchuri Square Building, 319 Phayathai Road, Pathumwan Bangkok 10330, Thailand

Tel: 66(0)2 209 1100 Fax: 66(0)2 209 1199 Email: osos@boi.go.th



詳細情報はQRコードおよび 下記お問い合わせ先へ For More Information

BOI バンコク本部

555 Vibhavadi-Rangsit Road.,
 Chatuchak, Bangkok 10900,
 Thailand

Tel: (+66) 2553 8111

Fax: (+66) 2553 8315

E-mail: head@boi.go.th

BOI 東京事務所

タイ王国大使館経済・投資事務所 〒107-0052 東京都港区赤坂2-11-3 福田ビルウェスト8階

Tel: 03 3582 1806

Fax: 03 3589 5176

E-mail: tyo@boi.go.th

BOI 大阪事務所

タイ王国大阪総領事館 〒541-0056 大阪府大阪市中央区 久太郎町1-9-16 バンコク銀行

Tel: 06 6271 1395

Fax: 06 6271 1394

E-mail: osaka@boi.go.th

※BOI大阪事務所の管轄エリアは 関西、中国および四国

